

検討メモ(地方公会計整備の意義と必要性)

1 従前の整理

- これまで公会計整備の意義については、
 - ① 現金主義による会計処理の補完
 - ② 公社・3セク等との連結を踏まえた会計の整備による全体的な財政状況の把握
 - ③ コスト分析と政策評価への活用
 - ④ 資産・債務改革への対応の一環として資産債務の実態把握が可能など、主に整備に伴う利点についての整理をしてきた。
- 引き続き利点については、具体的方策を含めて検討していくが、整備状況を踏まえると、地方公会計整備の意識が十分には高まらなかった側面もある。
- 多くの地方公共団体が整備作業に着手し、課題が明らかになってきている状況において、整備の積極的な動機付けの側面及び整備の義務的な側面から、地方公会計の意義と必要性について改めて整理する必要があるのではないか。

2 検討メモ

(1) 法令面での規定

■ 行政改革推進法(資産・債務改革への対応)

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。

二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

- ✓ 地方公共団体には、資産及び債務の実態を把握し、具体的な施策を策定することに努めることとされ、平成 18 年 8 月 31 日「地方行革新指針」ほかにより、平成 21 年度中に資産・債務改革の方針及び具体的な施策の策定、平成 21 年秋まで(もしくは平成 21 年度中)に連結ベースの財務4表の公表を要請
- ✓ 網羅的に資産及び債務を把握する手段としては、資産及び債務を一覧で表示する「貸借対照表」を作成・分析することが効率的かつ効果的

(2) 地方公共団体財政健全化法との関係

① 計画策定義務規定との関係から公会計整備は不可欠といえないか

- ✓ 21 年度から計画策定義務等に係る規定が施行
- ✓ 財政再生計画への資産売却による収入予定額の記載が法第 8 条第 3 項により規定
- ✓ 資産把握には一定の時間を要し、平素から資産債務の実態把握を行っておく必要
- ✓ すべての団体にとって土地の時価評価を伴う公会計整備が欠かせないものと言えないか

② 公会計の整備により健全化法が把握しない財務情報の把握が可能となり、開示される財務情報が充実するのではないか

- ✓ 健全化法は4つの健全化判断比率により地方公共団体の財政状況を分析
- ✓ 健全化法が棚卸資産である販売用土地の時価評価を行うのに対して、公会計は売却可能資産について時価評価を行うなど対象範囲が広く、資産の実態を広く把握
- ✓ 将来負担が生じない土地開発公社、損失補償を付していないが出資比率が高いなど実質的に業務運営を支配している第3セクター等の財政状況は、健全化判断比率には反映されないが、公会計では連結対象のため財政状況の把握と開示が可能
- ✓ 健全化判断比率など健全化法で把握する情報を、財務諸表に注記することで、トー

タルな財務情報の把握と開示が可能になるのではないか

(3) そもそも自ら保有する資産を把握していないことが問題ではないのか

- ✓ 家庭でも資産債務の把握は当然とされており、公金で形成した資産の管理は当然ではないのか
- ✓ 地方分権改革の推進により自律的な行財政運営が求められ、地方自治法第2条第14項に定められている「最小の経費で最大の効果」の視点がより一層重要となる中で、資産の把握が不十分であれば、行政能力に疑問符がつき、分権改革を推進する上での妨げにすらなるのではないか

(4) 境界画定が未済で土地の評価ができなかったり、税債権の時効等の管理が不十分であることが、公会計の整備が進まないことの合理的理由となるのか

- ✓ 財務諸表作成時に必要なデータの把握及び台帳等の整備が不十分なことは、公会計の整備が遅れていることの合理的な免責事由とはなりえず、他団体では把握可能であることを踏まえると、むしろ情報開示に必要な基本情報が欠落していると認識すべき
- ✓ 「必要なデータの把握と台帳整備」及び「公会計の整備」はいずれも計画的に推進するべきもの
- ✓ 一方で財務書類作成に必要な個別事項の必要性を強調することは、財務書類の精度を高めたり、整備が進まないことを正当化しようとする事への反論にはなるものの、公会計整備の必然性を説明することにはならないのではないか

(具体的事例①)

「地籍調査」の遅れが、公会計整備の遅れの一因とされることがあるが、資産債務の適正な把握、課税の適正化・公平化のため、「地籍調査」と「公会計」はいずれも計画的に推進すべき。

- ✓ 「地籍調査」が未完了のため公有地の境界が確定しておらず、売却可能資産の評価ができないために公会計の整備が進まないという指摘がある。
- ✓ 「地籍調査」は、国土調査法にもとづく市町村の自治事務であるが、国土調査促進特別措置法に基づき国土調査事業十箇年計画が閣議決定され、10年間に地方公共団体又は土地改良区が行うべき地籍調査の調査面積が定められている。「地籍調査」の団体別の進捗率には差があるが、いずれは全国すべての地域で完了すべきもの。
- ✓ 「地籍調査」による効果には様々なものがあるが、公有財産に関しては適正な資産評価が可能になることのほか、土地一筆ごとに正確な地目や面積が把握されるため、課税の適正化・公平化を図ることが可能。
- ✓ これまでの「地籍調査」の結果をみると、登記簿に記載された面積より土地の実測面積が大きい「縄伸び」という現象がみられたところがある。「地籍調査」により、税負担の公平化が図られ、固定資産税収入の増につながっている事例もある。
- ✓ このように、「地籍調査」が進んでいないことを公会計整備の遅れの一因とするのは、資産・債務を適切に把握するためにも「地籍調査」と「公会計」はともに計画的に推進されるべきもの。

(具体的事例②)

地方税の徴収権の時効等の不十分な管理が、公会計整備の遅れの一因にあげられることがあるが、地方税の徴収権の時効は本来適切に管理されるべきもの。公会計の導入が進んでいない要因にあげるのではなく、むしろ公会計の整備を進める中で一層適切な管理が促進されるべきもの。

- (5) 資産・債務改革への対応というが、台帳整備がしっかりしていれば公会計の整備は不要ではないのか
- ✓ 確かに台帳整備が十分になされていれば、未利用資産の売却、債務の圧縮にはつながる可能性がある
 - ✓ 一方で金融資産、非金融資産を通じて資産債務が一覧されることにならないほか、見えにくいコストが明示されることにもならず、トータルな財務情報の把握と開示にはつながらない
- (6) 公会計の整備が内部管理の適正化を促進することにならないのか。
- ✓ 公会計整備の遅れの要因として、財務諸表の作成に必要な情報の不十分な把握があげられることがあるが、これは見方を変えれば財務諸表作成の過程を通じて、当然管理されてしかるべき情報が適切に管理されているか否か確認できることになるのではないか
 - ✓ これは公会計の導入が地方公共団体の内部管理の適正化を促進することにならないか
- (7) 公会計の整備による情報開示の有無とその内容が、住民や金融機関から見て、適切な内部管理が行われているかの判断基準とならないか
- ✓ 公会計が整備されていない団体に対しては、適切な内部管理がなされていない可能性があるという評価がなされることはないのか